

幸田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考) 前年度人件費率
	人	千円	千円	千円	B / A	%
25年度	39,155	12,256,375	788,010	2,949,518	24.1	22.4

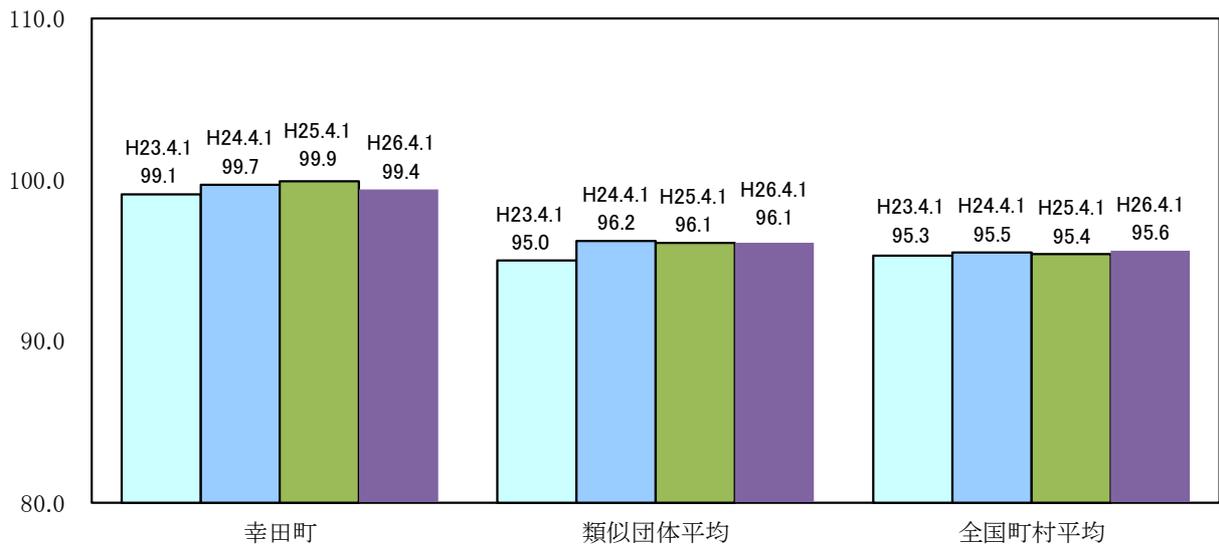
※ 住民基本台帳人口は、平成25年度末(平成26年3月31日現在)である。

(2) 職員給与費の状況(平成25年度普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人 当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	332	1,151,737	189,335	397,091	1,738,163	5,235	5,351

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(平成26年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実 施]

実施内容(平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、俸給表の水準を平均2%引下げ。若年層については引下げ幅は小さく、高齢層については最大で3.95%の引下げとなる。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

[未 実 施]

③その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
幸田町	40.9 歳	319,700 円	400,027 円	357,272 円
愛知県	42.4 歳	338,796 円	439,089 円	386,507 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	41.8 歳	312,255 円	361,463 円	337,295 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
幸田町	47.1 歳	14 人	225,300 円	238,514 円	238,157 円	—	— 歳	— 円	—
うち調理員	45.3 歳	12 人	216,475 円	227,908 円	227,800 円	調理師	40 歳	270,900 円	0.84
うち用務員	57.5 歳	2 人	278,200 円	301,850 円	300,000 円	用務員	54 歳	199,300 円	1.51
愛知県	52.3 歳	367 人	340,384 円	394,294 円	375,731 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	49.8 歳	13 人	275,080 円	291,592 円	283,324 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
幸田町	—	—	—
うち調理員	3,670,496 円	3,636,900 円	1.01
うち用務員	4,812,700 円	2,747,000 円	1.75

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～25年の3ヶ年平均)
- 4 技能労務職の職種と民間の職種などの比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 5 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分	分	幸田町	愛知県	国
一般行政職	大学卒	180,800 円	182,200 円	172,200 円
	高校卒	146,500 円	147,300 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	144,200 円	135,600 円	— 円
	中学卒	131,500 円	123,900 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成26年4月1日現在)

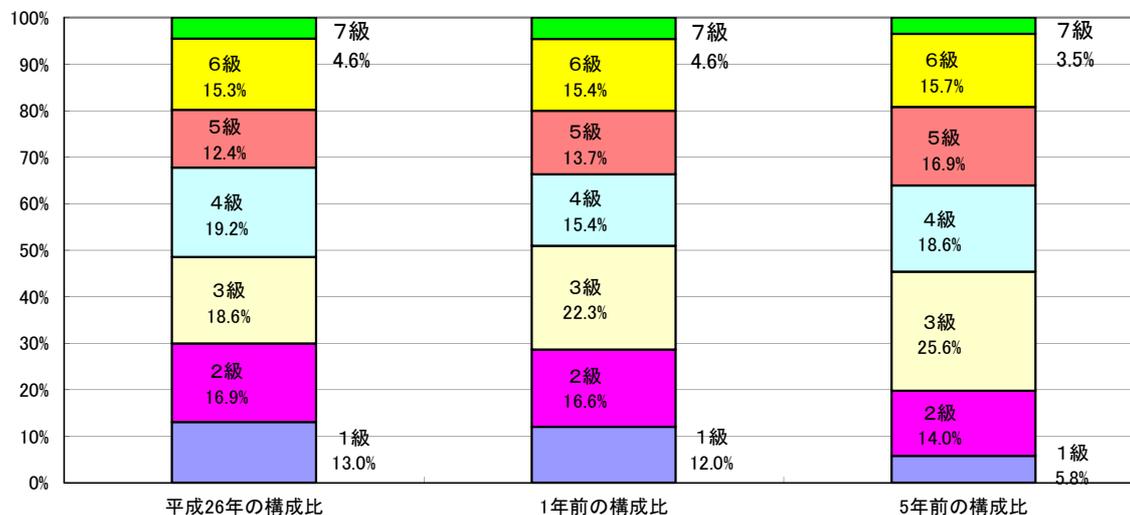
区分	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	268,540 円	327,800 円	361,800 円
	高校卒	232,050 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	255,200 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	参事及び部長の職務並びにこれらに相当する職務	8 人	4.5 %
6級	次長及び課長の職務並びにこれに相当する職務	27 人	15.3 %
5級	課長補佐の職務及びこれらに相当する職務	22 人	12.4 %
4級	主任主査の職務並びにこれらに相当する職務	34 人	19.2 %
3級	主査の職務及びこれらに相当する職務	33 人	18.6 %
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	30 人	16.9 %
1級	定型的な業務を行う職務	23 人	13.0 %
合 計		177 人	100.0 %

- (注) 1 幸田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 構成比について、端数処理の関係上、合計が100%にならない場合があります。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定の実施状況	地方公務員法第40条に基づき、毎年9月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
昇給への勤務成績の反映	評定結果は5段階(A～E)に区分され、その評定結果に基づき昇給区分(8～0号給)を決定する。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

幸田町	愛知県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,351 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,616 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年9月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
--

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

(支給率)	幸田町		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	735 千円	22,644 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		48,853千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		152,190円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	3.0%	326	0%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			

※ 支給実績(25年度決算)及び支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)は地域手当実績額である。

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		1,682 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		19,792 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		25.8 %	
手当の種類		10 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	主に税務職	町税の賦課及び徴収に関する事務のうち、町長が困難と認める業務	日額 600円
防疫手当	全職員	伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護若しくは伝染病菌の付着の危険がある物件の処理作業	日額 600円
特殊作業手当	全職員	町長が特に認めた特殊作業	日額 600円
用地交渉手当	全職員	町長が困難と認める公共用地の取得に関する交渉業務	日額 600円
不快手当(行路死者)	全職員	行路死者の死体の取扱業務	日額 3,500円
不快手当(動物死体)	全職員	動物の死体の取扱業務	日額 1,200円
高所業務手当	消防職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う監督、検査、消火活動等の業務	10m以上 日額 200円 20m以上 日額 300円
消防業務手当	消防職員	火災の鎮圧、災害の復旧の業務等、特別な事情の下で行う消防の業務	出動1回 500円
救急救命業務手当	消防職員	傷病者の救護、搬送の業務又はこれらを補助する業務	出動1回 200円 救急救命士 250円
潜水業務手当	消防職員	潜水器具を着用して行う救助(訓練を含む。)の業務	1時間 300円

(5) 時間外勤務手当

平成25年度	支給実績(25年度決算)	111,750 千円
	職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	418,541 円
平成24年度	支給実績(24年度決算)	98,036 千円
	職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	360,428 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円/月 配偶者以外 6,500円/月 16歳から22歳までの1人につき、5,000円/月を加算	同	—	38,577 千円	260,655 円
住居手当	借家 限度額27,000円 持家 0円	同	—	12,384 千円	281,458 円
通勤手当	交通機関利用限度額 55,000円 自動車等利用限度額 45,000円	同	—	22,010 千円	92,094 円
管理職手当	部長88,500円、部次長72,700円 課長62,300円、主幹45,700円			38,885 千円	733,686 円

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給料月額等		
給料	町 長	850,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	650,000 円	900,000 円 /	514,000 円
報酬	議 長	420,000 円	716,000 円 /	461,000 円
	副 議 長	330,000 円	420,000 円 /	288,000 円
	議 員	300,000 円	343,000 円 /	200,000 円
期末手当	町 長	(平成25年度支給割合) 2.95月分		
	副 町 長	(平成25年度支給割合) 2.95月分		
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.414	1,689 万円	任期毎
		給料月額×在職月数×0.248	774 万円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	3	3	0	
	総務	53	57	4	新規事業実施、業務拡充及び欠員補充による増員
	税務	18	18	0	
	民生	97	100	3	既存保育所の改築、保育所業務の増大による増員
	衛生	18	16	-2	退職者の不補充、課内体制整備に伴う減員
	農林水産	12	12	0	
	商工	3	3	0	
	土木	23	23	0	
	小計	227	232	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.25 人 (類似団体の人口1万人当たり職員 58.80 人)
	教育部門	22	22	0	
消防部門	53	55	2	救急業務の増加による増員	
小計	302	309	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.92 人 (類似団体の人口1万人当たり職員 72.64 人)	
公営企業	水道	8	8	0	
	下水道	6	6	0	
	その他	14	14	0	
	小計	28	28	0	
合計	330	337	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.07 人	
		[360]	[360]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	5人	27人	37人	26人	30人	36人	47人	30人	31人	24人	41人	3人	337人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	215	215	219	223	227	232	17 (7.91 %)
教育	24	25	22	22	22	22	-2 (-8.33 %)
消防	46	48	49	50	53	55	9 (19.57 %)
普通会計計	285	288	290	295	302	309	24 (8.42 %)
公営企業等会計計	31	31	30	29	28	28	-3 (-9.68 %)
総合計	316	319	320	324	330	337	21 (6.65 %)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業(水道事業)職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支(税抜)	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B / A	(参考) 24年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	834,821	50,814	52,129	6.24%	6.91%

区分	職員数 A	給与費 計 B				一人当たり給与費 B / A	(参考) 市町村平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	8	31,443	8,672	12,014	52,129	6,516	6,123

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
幸田町水道事業	42.4 歳	327,005 円	543,010 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

幸田町水道事業	
1人当たり平均支給額(平成25年度)	
1,502 千円	
(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

幸田町水道事業		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		1401千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		175,136円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	3.0%	8人	0%

※ 支給実績(25年度決算)及び支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)は地域手当実績額である。

エ 特殊勤務手当

支給実績(平成25年度決算)		52 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		8,667 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		75.0 %	
手当の種類		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	全職員	水道料金その他の滞納整理業に従事	日額 600円
修繕手当	全職員	漏水修理等維持管理上必要な業務を自ら行うもの	1件 700円
緊急出動手当	全職員	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しを受けて出勤して行う業務	1回 900円
検針手当	全職員	水道メーターの検針業務半日は2分の1とする	日額 800円

オ 時間外勤務手当

平成25年度	支給実績(25年度決算)	3,734 千円
	職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	533,429 円
平成24年度	支給実績(24年度決算)	1,824 千円
	職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	202,692 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成26年4月1日)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円/月 配偶者以外 6,500円/月 16歳から22歳までの1人につき、5,000円/月を加算	同	—	1,454 千円	363,500 円
住居手当	借家 限度額27,000円 持家 0円	同	—	59 千円	59,100 円
通勤手当	交通機関利用限度額 55,000円 自動車等利用限度額 45,000円	同	—	595 千円	85,029 円
管理職手当	部長88,500円、部次長72,700円 課長62,300円、主幹45,700円			736 千円	61,365 円